

自助と公助、そして共助 相互扶助の取り組みを強化しよう！

機関紙 JAM 2018 年 10 月 25 日発行 第 237 号

今年に入り、大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風 21・24 号、北海道胆振東部地震等、自然災害が多発しており、共済活動の重要性は益々高まっている。

共済は労働組合が行う福祉活動であり、労働者の幸せを追求することに他ならない。

日本国憲法はこの点に関して重要なことを宣言している。それは幸福追求権ともいわれる憲法 13 条である。条文には、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は・・・最大の尊重を必要とする」と明記されており、全ての人々が幸福を追求して努力する権利は保証されなければならないと規定しているのが憲法 13 条なのである。

このことは、自分の努力が幸せに不可欠であるという意味で「自助」の世界ということがいえる。但し、現実的には、人と人の中には様々な格差が存在している。

金持ちの人と貧乏な人、強い権限を持っている人と全く持っていない人を思い浮かべてみるといい。金持ちや強い権限を持つ人が「自助」の活動を展開すると、貧しい人、権限を持たない人の福祉を妨害することがいつでもありうる。野生に生息する狼と羊の自由が両立しないと似ている。

一方、憲法 25 条はもう一つのことを言っている。条文には「すべての国民、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記されている。この項は、人間が生きていくうえで生存権保障として知られ、日本国憲法が近代的な憲法としての意義を持ちうる重要な条項なのである。

人が営々として幸福を追求する努力をしても、それが達成されないことがごく普通に起きる。病気や失業や自然災害のために所得が無くなってしまふといった事態は、誰にでも起きることなのである。そのため、例えば生活保護制度に見られるように最低限度の生活を維持できない人々に対して「公助」を供給することが国の制度として準備されている。

これらのことから幸せの一番上には「自助」が位置し、一番下に「公助」が位置していることを日本国憲法は定めている。しかし、人間が生きていくうえで「自助」と「公助」だけでは心許ない。

JAM 共済は、「自助」と「公助」の中間領域を満たすため、いわば「共助」としての重要な役割を果たしている。

「災害は忘れた頃にやってくる」ではなく「災害は忘れる前にやってくる」。共済の取り組みを強化しよう。